

令和4年5月

## 狛江市議会第2回定例会提出議案

## 提 出 議 案

		5
1	報告第1号 狛江市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	-3-
2	報告第2号 狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	-11-
3	報告第3号 狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	-17-
4	議案第21号 令和4年度狛江市一般会計補正予算（第1号）	-21-
5	議案第22号 狛江市議会議員及び狛江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	-41-
6	議案第23号 狛江市印鑑条例の一部を改正する条例	-45-
7	議案第24号 狛江市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	-48-
8	議案第25号 狛江市手数料条例の一部を改正する条例	-51-

報告第 1 号

狛江市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年5月26日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

専 決 処 分 書

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により、狛江市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

狛江市税条例の一部を改正する条例

狛江市税条例（平成3年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p><b>第34条の7</b> 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p><b>第34条の7</b> 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人 <u>（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）</u> に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p><b>第48条</b> (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>法第321条の8第62項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項及び施行規則</u>で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p><b>第48条</b> (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>法第321条の8第60項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項及び施行規則</u>で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p>
<p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p><b>第73条の2</b> <u>法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)</u>を閲覧する者は、手数料を納付しなければならない。</p>	<p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p><b>第73条の2</b> <u>法第382条の2に規定する固定資産課税台帳</u>を閲覧する者は、手数料を納付しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p><b>第73条の3</b> 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料は、手数料条例の定めるところによる。</p> <p>2 前項に規定する証明書の交付に必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p><b>第10条の2</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に</p>	<p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p><b>第10条の2</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に</p>

改正後	改正前
規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。	規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。	9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
13 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	13 法附則第15条第30項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
14 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	14 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
15 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	15 法附則第15条第35項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
16 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	16 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
17 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。	17 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。
18 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、4	
分の3とする。	
19 (略)	18 (略)
20 (略)	19 (略)
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第10条の3 (略)	第10条の3 (略)

改正後	改正前
2～8 (略)	2～8 (略)
<p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後、に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>	<p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後、に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>
10 (略)	10 (略)
<p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修等工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した</p>	<p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後</p>



改正後	改正前
<p>後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>12・13 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p><b>第12条</b> 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5 <u>（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）</u>を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>12・13 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p><b>第12条</b> 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 (略)</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の狛江市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。

報告第 2 号

狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年5月26日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

専 決 処 分 書

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により、狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例

狛江市都市計画税条例（平成3年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>付 則</b>	<b>付 則</b>
1・1の2 (略) (法附則第15条第33項の条例で定める割合)	1・1の2 (略) (法附則第15条第34項の条例で定める割合)
2 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は、2 分の1とする。 (法附則第15条第34項の条例で定める割合)	2 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、2 分の1とする。 (法附則第15条第35項の条例で定める割合)
3 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、3 分の2とする。 (法附則第15条第39項の条例で定める割合)	3 法附則第15条第35項に規定する市の条例で定める割合は、3 分の2とする。 (法附則第15条第42項の条例で定める割合)
4 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は、3 分の2とする。 <u>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</u>	4 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、3 分の2とする。
5 <u>法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、4 分の3とする。</u> (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
6 (略) (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)	5 (略) (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)
7 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都	6 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都

改正後	改正前
<p>市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>
<p>8 （略）</p>	<p>7 （略）</p>
<p>9 <u>付則第7項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>付則第7項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>8 <u>付則第6項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>付則第6項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>

改正後	改正前
<p>10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>付則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p>	<p>9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>付則第6項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p>
<p>11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>付則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p>	<p>10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>付則第6項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p>
<p>（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>12 （略）</p> <p>（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）</p>	<p>（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>11 （略）</p> <p>（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）</p>

改正後	改正前
13 (略)	12 (略)
14 (略)	13 (略)
15 (略)	14 (略)
16 (略)	15 (略)
<p>17 <u>付則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第7項、第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、付則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、付則第12項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第13項から第15項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、付則第14項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u></p>	<p>16 <u>付則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、付則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、付則第11項の「農地」とは法附則第17条第1号に、付則第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第12項から第14項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、付則第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u></p>
<p>18 <u>法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p> <p>(税率の特例)</p>	<p>17 <u>法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p> <p>(税率の特例)</p>
19 (略)	18 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の狛江市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。



報告第 3 号

狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年5月26日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

専 決 処 分 書

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により、狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狛江市国民健康保険税条例（平成6年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(課税額)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p><b>第20条</b> 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減</p>	<p>(課税額)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p><b>第20条</b> 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減</p>

改正後	改正前
<p>額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （1）～（3）（略）</p> <p>2（略）</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>1（略） （公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第20条第1項の規定の適用については、<u>同項中</u>「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>3～14（略）</p>	<p>額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （1）～（3）（略）</p> <p>2（略）</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>1（略） （公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第20条第1項の規定の適用については、<u>同条中</u>「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>3～14（略）</p>

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の狛江市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和

3年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 21 号

令和 4 年度狛江市一般会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 5 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

一般会計予算を補正する必要があるため。

議案第21号別紙

令和4年度

狛江市一般会計補正予算(第1号)

## 令和4年度狛江市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度狛江市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,009,394千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,329,394千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月26日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
15. 国庫支出金		5,584,603	842,944	6,427,547
	1. 国庫負担金	4,827,265	15,951	4,843,216
	2. 国庫補助金	731,267	826,993	1,558,260
16. 都支出名		5,212,371	144,152	5,356,523
	2. 都補助金	3,233,805	144,152	3,377,957
18. 寄附金		8,292	340	8,632
	1. 寄附金	8,292	340	8,632
20. 繰越金		100,000	21,958	121,958
	1. 繰越金	100,000	21,958	121,958
歳入	合計	31,320,000	1,009,394	32,329,394

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
2. 総務費		2,900,957	300	2,901,257
	1. 総務管理費	2,092,579	300	2,092,879
3. 民生費		16,309,874	848,797	17,158,671
	1. 社会福祉費	6,255,849	421,341	6,677,190
	2. 児童福祉費	7,530,050	417,937	7,947,987
	3. 生活保護費	2,523,975	9,519	2,533,494
4. 衛生費		2,431,390	20,802	2,452,192
	1. 保健衛生費	1,229,625	20,802	1,250,427
7. 商工費		95,176	123,816	218,992
	1. 商工費	95,176	123,816	218,992
10. 教育費		4,156,757	14,179	4,170,936
	2. 小学校費	991,284	9,312	1,000,596
	3. 中学校費	566,603	3,960	570,563
	6. 保健体育費	135,468	907	136,375
13. 予備費		30,000	1,500	31,500
	1. 予備費	30,000	1,500	31,500
歳出	合計	31,320,000	1,009,394	32,329,394



狛江市一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	5,584,603	842,944	6,427,547
16. 都支金	5,212,371	144,152	5,356,523
18. 寄附金	8,292	340	8,632
20. 繰越金	100,000	21,958	121,958
歳入合計	31,320,000	1,009,394	32,329,394

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
2. 総務費	2,900,957	300	2,901,257	0	0	0	0	300
3. 民生費	16,309,874	848,797	17,158,671	690,116	139,642	0	0	19,039
4. 衛生費	2,431,390	20,802	2,452,192	15,740	4,510	0	0	552
7. 商工費	95,176	123,816	218,992	123,816	0	0	0	0
10. 教育費	4,156,757	14,179	4,170,936	13,272	0	0	0	907
13. 予備費	30,000	1,500	31,500	0	0	0	0	1,500
歳出合計	31,320,000	1,009,394	32,329,394	842,944	144,152	0	0	22,298

2. 歳入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
2. 衛生費 国庫負担金	千円 131,250	千円 15,951	千円 147,201	1. 保健衛生費 負担金	千円 15,951	2. 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	千円
計	4,827,265	15,951	4,843,216				

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1. 総務費 国庫補助金	千円 101,556	千円 452,510	千円 554,066	1. 総務管理費 補助金	千円 452,510	4. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	千円
2. 民生費 国庫補助金	370,483	385,434	755,917	1. 社会福祉費 補助金	294,224	8. 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	26,852
				2. 住宅費補助金	1,500	9. 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金	267,372
				4. 児童福祉費 補助金	79,592	1. 社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業分)	
				5. 生活保護費 補助金	10,118	3. 子ども・子育て支援交付金	839
3. 衛生費 国庫補助金	107,834	△10,951	96,883	1. 保健衛生費 補助金	△10,951	6. 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	78,753
計	731,267	826,993	1,558,260			1. 生活保護適正実施推進事業補助金	
						3. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金	

(款) 16. 都支出金

(項) 2. 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
2. 民生費都補助金	千円 1,517,571	千円 112,064	千円 1,629,635	1. 社会福祉費 補助金	千円 1,500	2. 地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金	千円
				3. 老人福祉費 補助金	108,600	11. 認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助金	
				4. 住宅費補助金	750	3. マンション耐震化促進事業補助金	

				6. 児童福祉費補助金	1,214	12. 子ども・子育て支援交付金	839
						25. ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金	375
3. 衛生費都補助金	54,301	32,088	86,389	1. 保健衛生費補助金	32,088	8. とうきょうママパパ応援事業補助金	25,578
						10. 区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金	4,510
						11. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）	2,000
計	3,233,805	144,152	3,377,957				

(款) 18. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
	千円	千円	千円		千円		千円
2. 指定寄附金	8,291	340	8,631	1. 指定寄附金	340	1. 指定寄附金	
計	8,292	340	8,632				

(款) 20. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
	千円	千円	千円		千円		千円
1. 繰越金	100,000	21,958	121,958	1. 繰越金	21,958	1. 前年度繰越金	
計	100,000	21,958	121,958				

(款) 20. 繰越金

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
11. 諸費	千円 26,326	千円 300	千円 26,626	千円	千円	千円	千円 300		千円	千円	
							300	18. 負担金, 補助及び交付金	300	4. ウクライナ人道支援事業 〔政策室〕 負担金, 補助及び交付金 ウクライナ避難民人道支援一時金	
計	2,092,579	300	2,092,879				300				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉総務費	千円 1,810,435	千円 309,741	千円 2,120,176	千円 306,241	千円 3,500	千円	千円		千円	千円	
					1,500			1. 報酬	4,251	24. 受験生チャレンジ支援貸付事業	
								3. 職員手当等	1,136	1,500	
								10. 需用費	3,670	〔福祉相談課〕 委託料	
								1. 消耗品費	3,630	1,500	
								4. 印刷製本費	40	受験生チャレンジ支援貸付事業委託	
								11. 役務費	157		
				26,852				1. 通信運搬費	157	34. 生活困窮者自立支援金	
								12. 委託料	72,987	〔福祉相談課〕 報酬	
								13. 使用料及び賃借料	120	2,175	
								18. 負担金, 補助及び交付金	212,000	一般事務報酬 職員手当等	
								19. 扶助費	15,420	454	
										需用費	
										30	
										消耗品費	
										(30)	
										事務用消耗品	
										24	
										役務費	

											通信運搬費 (24)
											郵送料
											委託料 8,749
											受付・初期審査業務委託 5,271
											支給決定事務派遣委託 3,478
											扶助費 15,420
											生活困窮者自立支援金
				267,372							37. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 267,372
											〔福祉政策課〕
											報酬 2,076
											一般事務報酬
											職員手当等 682
											需用費 1,640
											消耗品費 (1,600)
											事務用消耗品
											印刷製本費 (40)
											封筒
											役務費 116
											通信運搬費 (116)
											電話料
											委託料 62,738
											住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業支援業務委託 58,696
											住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム運用支援委託 1,534
											住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム改修委託 2,508
											使用料及び賃借料 120
											複合機借上
											負担金、補助及び交付金 200,000

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
				12,017							住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 38. 新型コロナウイルス感染症緊急対策社会福祉施設等応援事業 12,017
											[高齢障がい課] 役務費 17 通信運搬費 (17) 郵送料 負担金, 補助及び交付金 12,000 新型コロナウイルス感染症緊急対策社会福祉施設等応援給付金
					2,000						39. 新型コロナウイルス感染症緊急対策生活応援事業 2,000
											[健康推進課] 需用費 2,000 消耗品費 (2,000) 事業用消耗品
4. 老人福祉費	2,347,682	108,600	2,456,282		108,600						
					108,600				18. 負担金, 補助及び交付金	108,600	29. 認知症高齢者グループホーム整備促進事業 108,600
											[福祉政策課] 負担金, 補助及び交付金 108,600 認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助金
7. 住宅関係費	82,905	3,000	85,905	1,500	750			750			
				1,500	750			750	18. 負担金, 補助及び交付金	3,000	6. 住宅等耐震化促進関係費 3,000
											[まちづくり推進課] 負担金, 補助及び交付金 3,000

											分譲マンション耐震診断助成金
計	6,255,849	421,341	6,677,190	307,741	112,850			750			

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明	
				特定財源					区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
1. 児童福祉総務費	千円 2,130,575	千円 404,479	千円 2,535,054	千円 359,257	千円 26,417	千円	千円	千円 18,805			千円	
				839	839			938	1. 報酬	2,506	14. 要保護児童対策事業	2,616
									10. 需用費	333	[子ども発達支援課]	
									1. 消耗品費	100	委託料	3,525
									4. 印刷製本費	233	児童相談システム機器更新委託	
									11. 役務費	1,096	使用料及び賃借料	△909
									1. 通信運搬費	1,096	児童相談システム機器借上	
									12. 委託料	7,693	18. 子育て世帯緊急対策応援事業	
				279,665				17,867	13. 使用料及び賃借料	△909		297,532
									18. 負担金, 補助及び交付金	393,760	[子ども政策課]	
											報酬	987
											一般事務補助報酬(時間額)	
											需用費	192
											印刷製本費	(192)
											封筒・案内チラシ	
											役務費	665
											通信運搬費	(665)
											郵送料	
											委託料	428
											封入・封かん委託	
											負担金, 補助及び交付金	295,260
											子育て世帯応援給付金	245,260
											大学生生活・学業等応援給付金	50,000



(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
					25,578						19. 子育て世帯家事応援事業 25,578
											[子ども政策課] 報酬 272 一般事務補助報酬(時間額) 需用費 27 印刷製本費 (27) 封筒・案内チラシ 役務費 279 通信運搬費 (279) 郵送料 負担金、補助及び交付金 25,000 家事支援用品購入費助成
				78,753							20. 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付 金 78,753
											[子ども政策課] 報酬 1,247 一般事務補助報酬(時間額) 需用費 114 消耗品費 (100) 事務用消耗品 印刷製本費 (14) 封筒 役務費 152 通信運搬費 (152) 郵送料 委託料 3,740

											低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金対応システム改修委託 負担金、補助及び交付金 73,500 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	
2. 児童措置費	4,019,200	13,458	4,032,658	13,000	375			83				
					375			83			10. 需用費 83	10. 保育施設等利用児童保護者負担軽減 458
											4. 印刷製本費 83	[児童育成課] 需用費 83 印刷製本費 (83) パンフレット
											18. 負担金、補助及び交付金 13,375	負担金、補助及び交付金 375 ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)補助 12. 新型コロナウイルス感染症緊急対策保育所等応援事業 13,000
				13,000						[児童育成課] 負担金、補助及び交付金 13,000 新型コロナウイルス感染症緊急対策保育所等応援給付金		
計	7,530,050	417,937	7,947,987	372,257	26,792			18,888				

(項) 3. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 生活保護総務費	千円 163,004	千円 9,519	千円 172,523	千円 10,118	千円	千円	千円		千円		
				千円 10,118			千円 △599		千円		
							千円 △599	1. 報酬	千円 △1,940	2. 一般事務費 9,519	

(款) 3. 民生費 (項) 3. 生活保護費

(款) 3. 民生費 (項) 3. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	3. 職員手当等	△454	〔福祉相談課〕	
								12. 委託料	11,473	報酬	
								13. 使用料及び賃借料	440	一般事務報酬	
										職員手当等	
										委託料	
										生活保護A I ヘルプデスク	
										サービス開発委託	
										生活保護A I ヘルプデスク	
										サービスネットワーク関係	
										調整委託	
										使用料及び賃借料	
										生活保護A I ヘルプデスク	
										サービス利用料	
計	2,523,975	9,519	2,533,494	10,118				△599			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 保健衛生総務費	千円 498,226	千円 1,340	千円 499,566	千円 1,340	千円	千円	千円				
				1,340				12. 委託料	1,340	16. 新型コロナウイルス感染症自宅療養者医療支援事業	
										〔健康推進課〕	
										委託料	
										自宅療養者訪問・電話診療等実施委託	
2. 予防費	562,864	19,462	582,326	14,400	4,510		552				
							552	1. 報酬	1,145	1. 予防接種	
								3. 職員手当等	124	〔健康推進課〕	
								12. 委託料	29,173	負担金、補助及び交付金	

									13. 使用料及び賃借料	385	子宮頸がんワクチン任意接種費用助成金
				5,000					18. 負担金, 補助及び交付金	△11,365	9. 新型コロナ予防接種 5,000
											[新型コロナ予防接種室]
											報酬 1,145
											一般事務補助報酬(時間額)
											) △1,727
											一般事務報酬 2,872
											職員手当等 124
											委託料 29,173
											新型コロナ予防接種事業支援業務委託 9,059
											接種券等作成・封入封かん委託 △2,000
											新型コロナワクチン接種請求支払事務委託 △900
											新型コロナ予防接種会場運営委託 27,934
											新型コロナワクチン接種予診票データ化業務委託 △3,000
											接種会場復旧業務委託 △3,460
											保健事業支援システム改修委託 1,540
											使用料及び賃借料 385
											モバイルルーター借上 39
											複合機借上 44
											携帯電話借上 220
											手話通訳システム借上 82
											負担金, 補助及び交付金 △25,827
											新型コロナワクチン接種費負担金 △32,827
											新型コロナワクチン住民接種医療機関協力金 7,000

## (款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	10. 新型コロナウイルス感染症予防 13,910
				9,400	4,510						[高齢障がい課 4,510] 負担金, 補助及び交付金 4,510 社会福祉施設等におけるPCR検査等費用補助金 [健康推進課 9,400] 負担金, 補助及び交付金 9,400 市内医療機関事業継続補助金
計	1,229,625	20,802	1,250,427	15,740	4,510			552			

## (款) 7. 商工費

## (項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 商工業 振興費	千円 29,259	千円 123,816	千円 153,075	千円 123,816	千円	千円	千円	千円		千円	5. プレミアム付商品券事業 123,816
				123,816					18. 負担金, 補助及び 交付金	123,816	[地域活性課] 負担金, 補助及び交付金 123,816 プレミアム付商品券事業補助金
計	95,176	123,816	218,992	123,816							

## (款) 10. 教育費

## (項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
5. 学校給食費	千円 469,280	千円 9,312	千円 478,592	千円 9,312	千円	千円	千円		千円	千円	
				9,312				10. 需用費	9,312	2. 学校給食費 9,312	
								7. 賄材料費	9,312	〔学校教育課〕 需用費 賄材料費 食材料費	
計	991,284	9,312	1,000,596	9,312							

## (項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
5. 学校給食費	千円 253,152	千円 3,960	千円 257,112	千円 3,960	千円	千円	千円		千円	千円	
				3,960				10. 需用費	3,960	3. 中学校給食費 3,960	
								7. 賄材料費	3,960	〔学校教育課〕 需用費 賄材料費 食材料費	
計	566,603	3,960	570,563	3,960							

## (項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 体育施設費	千円 123,532	千円 907	千円 124,439	千円	千円	千円	千円		千円	千円	
							907	12. 委託料	907	1. 体育施設維持管理費 907	
							907			〔社会教育課〕 委託料 西和泉体育館床補強委託	

(款) 10. 教育費 (項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
計	千円 135,468	千円 907	千円 136,375	千円	千円	千円	千円	千円 907	千円	千円	

(款) 13. 予備費

(項) 1. 予備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 予備費	千円 30,000	千円 1,500	千円 31,500	千円	千円	千円	千円	千円 1,500 1,500	千円	千円 1,500 1,500	
計	30,000	1,500	31,500					1,500			

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括 ( )内は、再任用職員 別掲 【】内は、会計年度任用職員 別掲 (単位：千円)

区分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	(10) 【548】 437	746,266	1,672,681	1,410,131	3,829,078	602,060	4,431,138
補正前	(10) 【546】 437	740,304	1,672,681	1,409,325	3,822,310	602,060	4,424,370
比 較	(0) 【2】 0	5,962	0	806	6,768	0	6,768

(職員手当の内訳) (単位：千円)

区 分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	期末勤勉手当	特殊勤務手当	通勤手当	児童手当	会計年度任用職員期末手当	備 考
補正後	282,999	33,984	58,671	9,900	104,025	754,649	207	35,616	25,600	104,480	
補正前	282,999	33,984	58,671	9,900	104,025	754,649	207	35,616	25,600	103,674	
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	806	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細 (単位：千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
報 酬	5,962	その他の増減分		5,962	その他の増加分 5,962
給 料	0	給与改定に伴う増減分		0	給与改定に伴う増減分 0
		その他の増減分		0	新陳代謝等に伴う増減分 0
職 員 手 当	806	制度改定に伴う増減分		0	制度改定に伴う増減分 0
		その他の増減分		806	その他の増加分 806



議案第 22 号

狛江市議会議員及び狛江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 5 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市議会議員及び狛江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

狛江市議会議員及び狛江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p><b>第 4 条</b> 狛江市は、候補者（前条の規定による届け出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合、当該自動車</p>	<p>(自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p><b>第 4 条</b> 狛江市は、候補者（前条の規定による届け出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合、当該自動車</p>

改正後	改正前
<p>(同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合、当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車(これに代わり使用される他の自動車を含む。))が既に前条の届け出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届け出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p><b>第8条</b> 狛江市は、候補者(前条の規定による届け出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところによ</p>	<p>(同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合、当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車(これに代わり使用される他の自動車を含む。))が既に前条の届け出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届け出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p><b>第8条</b> 狛江市は、候補者(前条の規定による届け出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところによ</p>

改正後	改正前
<p>り、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。</p> <p>(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p><b>第11条</b> 狛江市は、候補者(前条の規定による届け出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>316,250円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。</p>	<p>り、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。</p> <p>(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p><b>第11条</b> 狛江市は、候補者(前条の規定による届け出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>525円6銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>310,500円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。</p>

付 則  
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の狛江市議会議員及び狛江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

#### 提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和4年法律第16号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 23 号

狛江市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 5 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市印鑑条例の一部を改正する条例

狛江市印鑑条例（昭和52年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証の交付)</p> <p><b>第9条</b> 市長は、印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けている旨を証する書面（以下「印鑑登録証」という。）を、当該印鑑の登録を受けた者又はその代理人に対して直接に交付する。</p> <p>2 印鑑登録証には、登録番号を記載する。</p>	<p>(印鑑登録証の交付)</p> <p><b>第9条</b> 市長は、印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けている旨を証する書面（<u>印鑑の登録を識別するための磁気又は集積回路を付したものを含む。</u>以下「印鑑登録証」という。）を、当該印鑑の登録を受けた者又はその代理人に対して直接に交付する。</p> <p>2 印鑑登録証には、登録番号<u>（電磁的な書き込みを含む。）</u>を記載する。</p>
<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p><b>第18条</b> （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末で、自動的に証明書等を</p>	<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p><b>第18条</b> （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、<u>自動交付機又は</u>多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末で、自動</p>

改正後	改正前
<p>交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)を使用し、<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定した暗証番号を入力する方法により申請をすることができる。</u></p>	<p>的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)を使用し、<u>次に掲げる方法により申請をすることができる。</u></p> <p>(1) <u>自動交付機</u> 自動交付機に印鑑登録証を使用して、印鑑登録証の不正な使用を防止するため暗証として入力される番号で登録申請者又は印鑑登録者があらかじめ市長に届け出た4桁の数字を入力する方法</p> <p>(2) <u>多機能端末機</u> 多機能端末機に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定した暗証番号を入力する方法</p>

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

提案理由

自動交付機の廃止に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 24 号

狛江市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 5 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

狛江市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p><b>第 2 条</b> 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア <u>当該非常勤職員の養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 箇月に達する日（以下「1 歳 6 箇月到達日」という。）までに、その任期（再度任用される場合にあつては、再度任用後のもの）が満了すること及び再度任用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p><b>第 2 条</b> 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア <u>次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p><u>(ア) 引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) 当該非常勤職員の養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 箇月</u></p>



改正後	改正前
<p>イ～エ (略) (2)・(3) (略)</p> <p><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p>	<p><u>に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)までに、その任期(再度任用される場合にあつては、再度任用後のもの)が満了すること及び再度任用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>イ～エ (略) (2)・(3) (略)</p> <p><u>(委任)</u></p>
<p><u>第10条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けないようにしなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p>	<p><u>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>
<p><u>第11条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p><u>(委任)</u></p>	

改正後	改正前
<p><b>第12条</b> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するとともに、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を図る等、所要の改正を行うため。

議案第 25 号

狛江市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 5 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市手数料条例の一部を改正する条例

狛江市手数料条例（平成10年条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条・第4条関係）					別表（第2条・第4条関係）				
事項	単位	金額 (円)	備考		事項	単位	金額 (円)	備考	
(略)					(略)				
3 諸 税、介 護保 険料 及び 公課 に 関 する 証 明	多機能 端末 機（市 の電 子計 算組 織と 電気 通信 回線 によ り接 続さ れた 民間 事業 者が 設置 する	1 通	200		3 諸 税、介 護保 険料 及び 公課 に 関 する 証 明	<u>自動 交付 機に よる 交付 （市 民税 の課 税に 関す る証 明の 交付 に限 る。） 又は 多機 能端 末</u>	1 通	200	

改正後					改正前				
	<p>端末で、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)による交付(市民税の課税に関する証明の交付に限る。)</p>					<p>機(市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末で、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)による交付(市民税の課税に関する証明の交付に限る。)</p>			
	窓口における交付	1通	300			窓口における交付	1通	300	
(略)					(略)				
8	住民 多機能端末	1通	200		8	住民 自動交付機	1通	200	

改正後					改正前				
票，戸籍の附票，除かれた住民票及び除かれた戸籍の附票の写しの交付	機による交付（住民票の写しの交付に限る。）				票，戸籍の附票，除かれた住民票及び除かれた戸籍の附票の写しの交付	<u>による交付（住民票の写しの交付に限る。）</u> <u>又は多機能端末機による交付（住民票の写しの交付に限る。）</u>			
	窓口における交付	1通	300			窓口における交付	1通	300	
	郵送による交付	1通	400			郵送による交付	1通	400	
(略)					(略)				
15 印鑑登録証明	多機能端末機による交付	1通	200		15 印鑑登録証明	<u>自動交付機による交付</u> <u>又は多機能端末機による交付</u>	1通	200	
	窓口における交付	1通	300			窓口における交付	1通	300	

改正後				改正前			
(略)				(略)			
25 <u>狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定による犬の登録及び鑑札の交付（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により該当犬の登録の申請及び鑑札の交付があったものとみなされる場合を除く。）</u>	1頭	3,000		25 <u>犬の登録</u>	1頭	3,000	
26 <u>狂犬病予防法第5条第2項の規定による犬の狂犬病予防注射済票の交付</u>	1頭	550		26 <u>狂犬病予防注射済票交付</u>	1頭	550	
27 <u>狂犬病予防法施行令（昭和28年政令236号）第1条の2の規定による犬の鑑札の再交付</u>	1頭	1,600		27 <u>犬の鑑札の再交付</u>	1頭	1,600	
28 <u>狂犬病予防法施行</u>	1頭	340		28 <u>狂犬病予防注射済</u>	1頭	340	

改正後				改正前			
<u>令第3条の規定による犬の狂犬病予防注射済票の再交付</u>				<u>票再交付</u>			
<b>28の2 動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第6項の規定による犬の鑑札の交付</b>							
29 屋外 広告物 掲出許可	はり紙はり 札	50枚ごと	2,250	29 屋外 広告物 掲出許可	はり紙はり 札	50枚ごと	2,250
	立看板	1枚	450		立看板	1枚	450
	広告幕	1張	990		広告幕	1張	990
	アドバルーン	1基	2,850		アドバルーン	1基	2,850
	広告板	5㎡ごと	3,220		広告板	5㎡ごと	3,220
	広告塔	5㎡ごと	3,220		広告塔	5㎡ごと	3,220
(略)				(略)			

付 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の別表3諸税、介護保険料及び公課に関する証明並びに8住民票、戸籍の附票、除かれた住民票及び除かれた戸籍の附票の写しの交付並びに15印鑑登録証明の規定は、令和4年10月1日から施行する。

#### 提案理由

自動交付機の廃止及び動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）の改正に伴い、所要の改正を行うため。